

自然を活用した幼児教育・保育の推進と支援制度の創設について

I 経緯

「森のようちえん」をはじめとする、森林などの自然を活用した幼児教育・保育は、将来の森林への関心や保全意識を高めるとともに、子どもの主体性、協調性、自己肯定感等の「非認知能力」を育むうえで非常に大切であり、本県においても支援のあり方について関係団体や有識者の意見も聞きながら検討*を進めてきた。

※琵琶湖環境部森林政策課を事務局として、琵琶湖環境部環境政策課、健康医療福祉部子ども・青少年局、教育委員会事務局幼小中教育課による庁内検討会を設置(平成30年11月設置、令和2年1月より総務部私学・県立大学振興課も参画)。

II 新たな支援制度の創設(令和2年度～)について

1 認定制度(しが自然保育認定制度)について

森林などの自然を活用した幼児教育・保育は、運営形態が様々で、運営者の経験や見識に差がみられるため、一定の基準を満たす場合に県が認定することで、社会的な認知や信頼性の向上を図る。

認定においては、自然保育に特化した活動を行っている「特化型」と、通常の保育プログラムと合わせて自然保育も積極的に取り入れている「一般型」の2区分を設ける。

○認定基準のポイント(案)

項目	特化型	一般型
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・団体代表者および責任者が明確であること。 ・保育等の開始から2年以上経過していること。 ・適切な会計処理が行われていること。 	
自然体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動の時間が平均して週10時間以上行われていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動の時間が平均して週5時間以上行われていること。
職員配置と資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の概ね1/3以上は、保育士資格または幼稚園教諭免許状を有する者であること。 	
研修の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保育を行う上で有効と考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育従事者がいること。 	
安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理マニュアルを作成し、保育従事者と保護者に周知していること。 ・自然災害等緊急時の避難等の体制を整えていること。 ・上級救命講習等の安全管理に関する専門の講習を受講した常勤の保育従事者がいること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習等の安全管理に関する専門の講習を受講した常勤の保育従事者がいること。
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもごとに保育要録を作成し、小学校に送付すること。 	

※その他、保育内容、健康・衛生、保護者対応、地域連携、帳簿の備付に関する基準を設ける。

2 支援制度について

森林を活用した幼児教育・保育を行う団体を増やすため、「しが自然保育認定制度」の認定を得た団体に対し、研修受講、森林フィールドの安全確保、森林への移動等の経費を助成することを検討している。

また、森林等での幼児教育・保育のレベルアップを図るため、指導者等の実地研修や勉強会の開催についても検討している。